



種 類	五二一八		五二一〇		五二一イ		項 目	汚 水 等 の 状 態 の 値
	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前		
	"	"	"	八・五	"	七・五	水素イオン濃度 (水素指数)	汚 水 等 の 状 態 の 値
	"	"	"	九・八	"	九・六	化学的酸素要求量 (mg/l)	汚 水 等 の 状 態 の 値
	"	"	"	一、二〇〇	"	一八〇	浮遊物質 (mg/l)	汚 水 等 の 状 態 の 値
	"	"	"	一、五〇〇	"	二八〇	窒素 (mg/l)	汚 水 等 の 状 態 の 値
	"	"	"	"	"	五	燐 (mg/l)	汚 水 等 の 状 態 の 値
	"	"	"	一〇	"	二〇	汚水等の一日当たりの量 (m³)	常
	"	"	"	"	"	一、三〇〇		最
	"	"	"	"	"	一、五〇〇		
	"	"	"	"	"	一・五		
	"	"	"	"	"	二		
	二六九	七五六	一一二	五八四	五七四	四九〇		
	二八〇	八〇一	一四七	六一五	六六〇	五一〇		

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

七四	五二一二		"		"	
	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
"	一、九二〇	"	一〇二	"	五二	九三
( 既 設 )						
"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"

備考 「五二一イ」、「五二一〇」、「五二一八」、「五二一二」及び「七四」とは、水質汚濁防止法施行令別表第一第五十一号の石油精製業の用に供する脱塩施設、原油常圧蒸りゆづ施設、脱硫施設及び揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設並びに同表第七十四号の特定事業場から排出される水の処理施設をいう。

種 類	総合排水処理施設						項 目	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		
	処理前		処理後		処理前			通 常 最 大	汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 ( $m^3$ )	
	変 更 後	変 更 前	変 更 後	変 更 前	変 更 後	変 更 前				
	水 素 イ オ ン 濃 度 ( $mg/l$ )	化 学 的 酸 素 要 求 量 ( $mg/l$ )	浮 遊 物 質 量 ( $mg/l$ )	鉍 油 類 ( $mg/l$ )	窒 素 ( $mg/l$ )	磷 ( $mg/l$ )				
"	"	"	"	"	"	八・五	九・八	二〇	九八五	一、一〇七
	"	"	"	"	"	二〇〇	二〇〇	二五	一、一六〇	一、二二七
	"	"	"	"	"	一五〇	一五〇	三〇	六五八	七六五
	"	"	"	"	"	一五〇	一五〇	三〇	七三〇	七六八
	"	"	"	"	"	五	五	四〇	六五八	七六五
	"	"	"	"	"	五	五	四〇	七三〇	七六八
	"	"	"	"	"	三〇〇	三〇〇	一・五	六五八	七六五
	"	"	"	"	"	三〇〇	三〇〇	一・五	七三〇	七六八
	"	"	"	"	"	一・五	一・五	二	六五八	七六五
	"	"	"	"	"	二	二	二	七三〇	七六八

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

七四		五一 一 二		"		"		"	
変 更 後	変 更 前	変 更 後	変 更 前	変 更 後	変 更 前	変 更 後	変 更 前	変 更 後	変 更 前
"	八	"	"	"	"	"	"	"	"
九・五	九・六	"	"	"	"	"	"	九・八	一〇・六
"	二〇	"	"	"	"	"	"	"	"
"	三〇	"	"	"	"	"	"	一、五〇〇	一、九〇〇
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
二〇	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	二五	"	"	"	"	"	"	"	"
"	四〇	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	一・五	"	"	"	"	〇・二二	"
"	"	"	二	"	"	"	"	〇・二二	"
"	一、八一九	八四	五八四	四三	五八四	七八	五八四	二〇〇	一六六
"	一、九二〇	一〇一	六一五	五二	六一五	九三	六一五	二五一	一七六

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

No. 4 排 水 口		No. 3 排 水 口		No. 2 排 水 口		No. 1 排 水 口		排 水 口	
変更 後	変更 前	変更 後	変更 前	変更 後	変更 前	変更 後	変更 前	項 目	
"	"	"	"	"	"	七・八	七・五	通	水素イオン濃度 (水素指数)
九・六	八・五	九・六	七・四	九・六	八・五	九・六	七・四	常	最大
"	"	"	"	"	"	"	二・四	通	化学的酸素要求量 (mg/l)
六	四	六	四	六	四	七	四	常	最大
"	"	"	"	"	"	"	五	通	浮遊物質 (mg/l)
七	一〇	二	"	"	一〇	二〇	一〇	常	最大
一	〇・五	一	〇・五	一	〇・五	一	〇・五	通	鉍油類 (mg/l)
"	"	"	"	"	〇・三	"	〇・五	常	室
一・五	〇・五	一・五	〇・五	一・五	〇・五	一・五	〇・八	最	素
"	"	"	"	"	"	"	〇・〇・三	通	値
〇・四五	〇・一	〇・四五	〇・一	〇・四五	〇・一	〇・四五	〇・一	常	燃
"	一八九、一六〇	"	三三三、三八四	七六、九〇〇	七六、七八〇	"	一、二二〇	最	排出水の日当たりの量(m³)
"	三二〇、七六〇	"	四二〇、九五三	一一三、五四五	一一三、二三五	"	一、二六五	大	

五 排出水の汚染状態の値及び排出水の量

活性炭水処理施設					
処理後		処理前		処理後	
変更 後	変更 前	変更 後	変更 前	変更 後	変更 前
"	"	"	八	"	"
九・五	九・六	九・五	九・六	"	"
"	二〇	"	"	"	一〇〇
"	三〇	"	二〇〇	"	一五〇
"	五	"	二〇	"	"
二〇	一〇	"	三〇	"	"
"	二	"	"	"	三〇
"	"	"	"	"	二五
"	"	"	"	"	四〇
"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"
"	"	"	一、八一九	九八五	一、一六〇
"	"	"	一、九二〇	一、一〇七	一、二三七



(三八三) 基本測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第一項の規定により、国土交通省  
国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知がありました。

平成二十二年十一月二十四日

山口県知事 二井 関 成

一 作業の種類

基本測量(基盤地図情報整備)

二 作業の地域

下関市、萩市及び熊毛郡平生町

三 作業の期間

平成二十二年十二月十三日から平成二十三年三月二十五日まで

(三八四) 基本測量の実施の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第二項の規定により、国土交通省  
国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終了した旨の通知がありました。

平成二十二年十一月二十四日

山口県知事 二井 関 成

一 作業の種類

基本測量(地理識別子整備)

二 作業の地域

柳井市及び山陽小野田市

三 作業の期間

平成二十二年三月二十六日から同年十月二十九日まで

(三八五) 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条  
第一項の規定により、国土交通省中国地方整備局太田川河川事務所長から次のとおり公

共測量を実施する旨の通知がありました。

平成二十二年十一月二十四日

山口県知事 二井 関 成

一 作業の種類

公共測量(三級水準測量)

二 作業の地域

岩国市及び玖珂郡和木町

三 作業の期間

平成二十二年十一月十五日から平成二十三年二月二十八日まで

(三八六) 防府都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧

防府市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用す  
る同法第二十条第一項の規定による防府都市計画道路の変更に係る同法第十四条第一項  
に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同  
法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十二年十一月二十四日

山口県知事 二井 関 成

一 都市計画の種類及び名称

防府都市計画道路三・四・十五牟礼上木部線

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

防府都市計画道路三・四・四十松崎牟礼線

山口県土木建築部都市計画課

(三八七) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に  
関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成二十二年十一月二十四日

山口県知事 二井 関 成

一 開発区域に含まれる地域の名称

熊毛郡平生町大字平生村字坂ノ下式ノ割

平成二十二年十一月二十四日印刷  
発行

発行人所

山口県知事

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
熊毛郡平生町大字平生村八二番地の六  
亜細亜物産株式会社



正 誤

平成二十二年十一月十二日山口県告示第三百九十六号（保安林予定森林）

三	ページ	
上	段	
一七	行	
七五二の二七	誤	
		正
七五二の二七（次の図に示す部分に限る。）		